

平成 27 年 11 月 27 日

各 位

東京都中央区築地五丁目 6 番 4 号
日本バイリーン株式会社
代表取締役社長 吉田 俊雄

当社株式のお取扱いについて

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申し上げます。

当社は、本日開催の当社の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）において、平成 27 年 12 月 30 日（水）を効力発生日とする、株式併合及び定款の一部変更に係る議案を付議し、原案どおり承認可決されました。

この結果、当社の普通株式（以下「当社普通株式」といいます。）は株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の上場廃止基準に該当することとなりますので、本日から平成 27 年 12 月 24 日まで整理銘柄に指定された後、平成 27 年 12 月 25 日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式を東京証券取引所において取引することはできません。

本株式併合により、フロイデンベルグ エスイー (Freudenberg SE)（以下「フロイデンベルグ」といいます。）、東レ株式会社（以下「東レ」といいます。）及び F T ホールディングス株式会社（以下「公開買付者」といいます。）（以下、フロイデンベルグ、東レ及び公開買付者を総称して「公開買付者等」といいます。）以外の株主の皆様が保有する当社普通株式の数は、1 株に満たない端数となる予定です。

本株式併合の結果生じる 1 株未満の端数については、その合計数（その合計数に 1 株に満たない端数がある場合にあっては、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の株式を売却し、その端数に応じて、その売却により得られた代金を株主の皆様へ交付します。当該売却について、当社は、会社法第 235 条第 2 項の準用する第 234 条第 2 項の規定に基づき、裁判所の許可を得てフロイデンベルグ、東レ又は公開買付者に売却すること、又は同項及び同条第 4 項の規定に基づき、裁判所の許可を得た上で、当社が買い取ることを予定しております。

この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合は、株主の皆様が有する当社普通株式の数に公開買付者が平成 27 年 8 月 10 日から平成 27 年 9 月 24 日までを公開買付期間として行った当社普通株式及び新株予約権に対する公開買付けにおける当社普通株式 1 株あたりの買付価格と同額である 1,200 円を乗じた金額に相当する金銭を各株主の皆様へ交付することができるような価格に設定する予定です。

当社株式の取扱い及び端数株処分代金に関する今後の予定と諸手続等につきまして、下記のとおりご案内いたします。

敬具

記

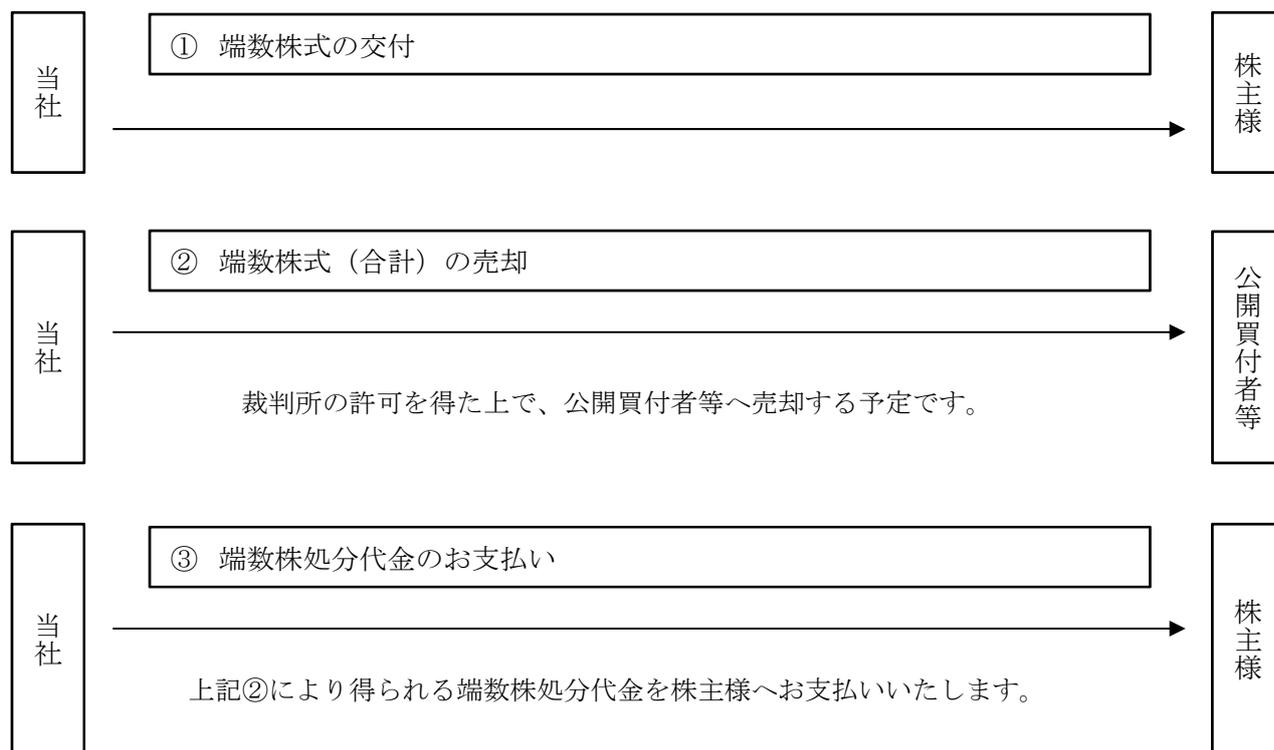
1. 株式併合

当社は、当社普通株式について、平成 27 年 12 月 30 日をもって、平成 27 年 12 月 29 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式 5,865,220 株につき 1 株の割合で併合いたします。

2. 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法

- ① 本株式併合により、フロイデンベルグ、東レ及び公開買付者以外の株主の皆様が保有する当社普通株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。
- ② 本株式併合の結果生じる1株未満の端数については、その合計数（その合計数に1株に満たない端数がある場合にあつては、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の株式を売却し、その端数に応じて、その売却により得られた代金を株主の皆様へ交付します。当該売却について、当社は、会社法第235条第2項の準用する第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得てフロイデンベルグ、東レ又は公開買付者に売却すること、又は同項及び同条第4項の規定に基づき、裁判所の許可を得た上で、当社が買い取ることを予定しております。
- ③ この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合は、株主の皆様が有する当社普通株式の数に公開買付者が平成27年8月10日から平成27年9月24日までを公開買付期間として行った当社普通株式及び新株予約権に対する公開買付けにおける当社普通株式1株あたりの買付価格と同額である1,200円を乗じた金額に相当する金銭を各株主の皆様へ交付することができるような価格に設定する予定です。

正式な端数株式処分代金の金額につきましては、後記「5. 端数株処分代金のお受取方法」の方法により、上記①の株主様へお支払いする予定です。



3. 当社普通株式の流通と今後の手続の流れ

当社の普通株式の流通につきましては、下記のとおりとなりますので、売買等にご留意下さい。

日程	内容	備考
平成 27 年 12 月 22 日 (火)	単元未満株式の買取請求取次依頼書の受付最終日 (※)	平成 27 年 12 月 23 日 (水) 以降、受付できません。
平成 27 年 12 月 24 日 (予定)	当社普通株式の売買最終日	平成 27 年 12 月 25 日 (金) 以降、東京証券取引所において、当社の普通株式を売買することはできません。
平成 27 年 12 月 25 日 (予定)	当社普通株式の上場廃止日	
平成 27 年 12 月 30 日 (予定)	株式併合の効力発生日	
平成 28 年 3 月頃	端数株処分代金の支払開始 (予定)	裁判所の許可日その他手続上の理由等により、支払開始日が左記の予定日から変更する可能性があります。

(※) 上記の単元未満株式の買取請求の受付日程は、株式会社証券保管振替機構が定める標準日程を記載しております。実際の受付日程は、証券会社等により異なる可能性がございますので、詳細は、お取引の証券会社等にご確認下さい。

4. 単元未満株式の買取請求

単元未満株式の買取請求取次依頼書の受付につきましては、平成 27 年 12 月 22 日 (火) までの間は、従来どおりお取扱いいたします。

ただし、当該日程及びお手続の方法は、お取引の証券会社等により異なる場合がございますので、詳細につきましては、お取引の証券会社等にご確認下さい。

5. 端数株処分代金のお受取方法

(1) 配当金の口座振込をご指定されていない株主様

平成 28 年 3 月頃 (予定) に、「端数株処分代金計算書」と併せて、「端数株処分代金領収証」をお届出のご住所宛又はご指定の送付先にご郵送いたしますので、お近くのゆうちょ銀行全国本支店及び出張所並びに郵便局 (銀行代理業者) のお取扱い窓口にて、端数株処分代金の払渡しの期間中にお受取りください。

なお、配当金の口座振込のご指定がなく、お受取金額が 50,000 円以上となる法人の株主様には、追って貯金事務センターより送付されます、ゆうちょ銀行の「通常現金払 (払出証書)」により、ゆうちょ銀行全国本支店及び出張所並びに郵便局 (銀行代理業者) にて、お受取り願います。

また、払出証書につきましては、お手許に届きますまで多少日数を要しますので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

(2) 配当金の口座振込をご指定されている株主様

平成 28 年 3 月頃 (予定) に、端数株処分代金をご指定の口座にお振込みした上で、お届出のご住所宛に「端数株処分代金計算書」をご郵送いたしますので、ご確認下さい。

(3) 配当金の受取方法を「株式数比例配分方式」とされている株主様

端数株処分代金をお振込みすることができませんので、上記(1)と同様に、領収書又は払出証書にてお受取りいただくことになります。

なお、裁判所の許可日その他手続上の理由等によって、上記の端数株処分代金に関する書類の送付が予定日から変更する場合がございますので、あらかじめご承知おきください。

6. お問い合わせ先

端数株処分代金のお受取方法等につきましては、以下の照会先までお問い合わせ下さい。

株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
(郵便物送付先)	〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目10番11号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
(電話照会先)	電話 0120-232-711 (通話料無料)

(注) 取次事務は、三菱UFJ信託銀行株式会社の本店及び全国各支店で行っております。
(当社では、直接お取扱いいたしませんので、ご了承下さい。)

以上